

## びーらぶさいたま会員規約

### (趣旨)

第1条 本会員規約では、びーらぶさいたまの会員規約を定めます。

### (目的)

第2条 びーらぶさいたまは、心理教育プログラム「びーらぶ」(以下「びーらぶ」という。)のインストラクターのネットワーク組織であり、びーらぶのスキルを用いて、DV被害母子の心の回復と自立を継続的に支援するための相互協力・情報交換を行うとともに、埼玉県内において「びーらぶ」の理解を促進し、普及を図ることを目的とします。

### (会員の資格)

第3条 びーらぶさいたまを構成する会員は、NPO法人女性ネット Saya-Saya 認定の「びーらぶ」インストラクターの資格を有する方とします。

### (活動内容)

第4条 会員は、事務局からの要請に応じ、可能な範囲で埼玉県内において開催する「びーらぶ」にインストラクターとして参加します。

### (守秘義務)

第5条 会員は、活動において取り扱う個人情報を「びーらぶ」業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはいけません。本件業務を行わなくなった後においても、同様とします。

### (複製等の禁止及び資料等の返還)

第6条 会員は、活動において取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはいけません。本件業務を行わなくなった場合、個人情報が記録された資料等は事務局に返還してください。

### (会員への情報等の提供)

第7条 事務局は会員に対し、以下の情報等を提供します。

- 1 埼玉県主催のインストラクタースキルアップ研修など各種講座
- 2 「びーらぶ」に関連する各種情報

### (入会等)

第8条 入会する場合は、別紙入会申込書を事務局に提出してください。なお、埼玉県実施の「びーらぶ」インストラクター養成のための講座受講による資格者は、自動的に会員になります。

- 2 入会后、連絡先等に変更が生じた場合は、事務局へすみやかに届け出る

ものとしす。

3 会費は無料です。

(退会)

第9条 やむを得ない事情で退会する場合は、事務局へすみやかに届け出るものとしす。

(事務局)

第10条 びーらぶさいたまの事務局は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課に置きます。

2 事務局は、第4条の会員に対する「びーらぶ」への参加要請に係る業務及び第7条の会員への情報提供等の業務を、他に委託して行うことができることとしす。

(会員の個人情報管理)

第11条 事務局は、前条第2項により業務を委託した場合は、委託先に対し会員の個人情報について守秘義務を課すとともに、委託業務に必要な範囲で会員の連絡先等の個人情報を提供します。

2 前条第2項の委託業務終了の際は、事務局はすみやかに委託先に対し会員の個人情報の返還を求めるなどの必要な措置を講じます。

附 則

この規約は、平成27年3月17日から施行します。

この規約は、平成29年4月1日から施行します。

この規約は、令和4年4月1日から施行します。

## びーらぶさいたま【入会申込書】

令和 年 月 日

私はびーらぶさいたまへの入会を申し込みます。入会後は可能な範囲で埼玉県内において開催する「びーらぶ」にインストラクターとして参加します。

フリガナ 氏名*	-----		
年齢・性別	歳	男・女	
住所*	〒		
電話*	自宅 ( ) 携帯 ( )	Eメールアドレス* (パソコンのアドレス)	
FAX*	( )		
職業・勤務先 学校・所属団体等	名称		
	職		
	所在地	〒	
	電話	( )	Eメールアドレス
	FAX	( )	
平日(9:00~17:00)の連絡先を○で囲んでください		自宅・携帯・勤務先(所属団体)*	

\*委託先に提供する個人情報、電話・メールについては、○をつけた連絡先を提供します。

※NPO法人女性ネット Saya-Saya のインストラクター資格認定証（写し）を添付してください。

## ◆インストラクターとしてのプログラム実務経験年数等

母プログラム	実務経験年数： 年	参加コース数： コース
子どもプログラム	実務経験年数： 年	参加コース数： コース

## ◆インストラクターとして参加を希望されるプログラム

いずれかに○をつけてください。		母プログラム
		子どもプログラム
		どちらでもよい